

◎入所基準と保育の必要な状況を確認するための書類について

申請理由	入所基準	入所可能期間	入所申込時に必要な添付書類	状況の変更があったときに必要な書類 (※事前に保育所または教育委員会へご連絡ください)
①就労	月64時間以上就労している。	就労している期間	保護者（父母）の ・就労証明書（就労時間・日数が確認できるもの） ・保険証のコピー（国民健康保険以外の方のみ）	○異動、転職などにより就労状況に変化があった ・変更届＋就労証明書、保険証のコピー（国民健康保険以外の方のみ） ○退職した（退職後の就労先が決まっていない） ・保育の継続を希望→変更届＋求職活動状況申告書、雇用保険受給資格者証又は職業安定所受付票のコピー等求職活動の開始日が確認できるもの ・自宅保育が可能のため退所を希望→退所届
②妊娠・出産	妊娠中～出産後 出産直前であるか出産から間もない状態で利用が必要な場合。	出産（予定）月の前後 3 ヵ月のうち必要な期間 ※入所状況により要相談	・出産予定日または出産日を確認できる書類（母子手帳等）	○入所可能期間内での利用期間延長を希望する場合 ・変更届 ○何らかの理由で入所可能期間内を超えて利用期間延長が必要な場合 ご相談ください。状況に応じて必要な書類をご案内します。
③疾病・障がい	保護者の傷病・障がい 長期にわたる疾病・障がい者である。	保育不可能と認められる期間	・家庭保育の不可能な期間が確認できる診断書 ・身体障害者手帳 精神障害者保健福祉手帳/療育手帳等のコピー	ご相談ください。状況に応じて必要な書類をご案内します。
④介護・看護	家族・親族の介護・看護 上記③に該当する家族を、常時介護・看護する必要がある。	介護・看護が必要と認められる期間	・常時介護、看護が必要な期間が確認できる診断書 (介護の場合は介護保険証(介護度のわかるもの)や介護サービスの利用状況がわかるもの、障害者手帳のコピーでも可)	ご相談ください。状況に応じて必要な書類をご案内します。
⑤災害復旧	家庭の災害 火災・風水害・地震などの災害にあい復旧を行っている。	災害復旧に必要な期間	・罹災証明書など	ご相談ください。状況に応じて必要な書類をご案内します。
⑥求職活動	求職活動・起業準備 保護者が求職中あるいは起業準備中である。	求職活動による入所から3ヵ月目の末日まで	・求職活動状況申告書 ・雇用保険受給資格者証又は職業安定所受付票コピー等求職活動の開始日が確認できるもの	○就労先が決定した ・就労証明書（就労時間・日数が確認できるもの） ・保険証のコピー（国民健康保険以外の方のみ） ・業務内容が確認できる自営業証明（就労証明書内に記入） ・耕地面積等が確認できる農業就労証明書（就労証明書内に記入） ○求職活動を延長したい ・求職活動状況申告書（要・事前相談）
⑦就学	就学や職業訓練校で訓練している。	就学している期間	・在学証明書(学生証のコピーでも可) ・就学期間(スケジュールのわかるもの)	○就学期間が終了した ・就労先が決まっている→変更届＋就労証明書、保険証のコピー（国民健康保険以外の方のみ） ・求職活動を始める→変更届＋求職活動状況申告書、雇用保険受給資格者証又は職業安定所受付票のコピー等求職活動 ・退所を希望する→退所届
⑧虐待・DV	虐待やDVにより、児童を保育することが困難と認められる場合。	状況に応じて	状況に応じて必要な書類をご案内します。	状況に応じて必要な書類をご案内します。
⑨育児休業中	育児休業中ですすでに保育所を利用している子どもの継続利用が必要な場合。	育児休業期間	・育児休業取得(予定)証明書	状況に応じて必要な書類をご案内します。
⑩その他	①～⑨に類する状態と村長が認める場合。	状況に応じて	状況に応じて必要な書類をご案内します。	状況に応じて必要な書類をご案内します。

☆入所、変更の手続きについては、まずは教育委員会 または 保育所へご相談ください